

住 それは困ります、総会が適法に開催されているかの問題です。あなたは、議決権行使書は2週間前に発送という法律(一般社団法人法)があるのをご存じですか

福田 いや知りません

住 それは法律違反ではないのですか

福田 法律論の話ではない

住 当倶楽部は一般社団法人であり、一般社団法人法でおこなうのではありませんか

福田 ですから、そういう論争をこの場でするつもりはない、議事を進めます

藤井 質問があります

福田 途中で質問の時間を設けますので、それでは事務局に決算の説明をさせます
(テープ 21 分~40 分の間、前田支配人が決算の説明をする)

住会員の事前質問に対する前田支配人の回答

26 年度の退会者は 1 名 ①26 年までの会費未収 22 名 1060 万

27 年度の退会者は 6 名 ②27 年の会費未収 21 名 264 万

28 年度の退会者は 2 名

倶楽部が立替払いをした福田理事長、梅崎キャプテン、田中耕三、田口三郎の個人の裁判費用は各人より入金された、と前田支配人が説明したので、

住 それはいつですか

福田 まず説明を聞いて欲しい

住 回答になっていない、私の事前質問は、福田理事長個人の弁護士費用を、何故、倶楽部が清水弁護士に払ったのか、を聞いています

福田 総会では一部の会員の意見だけを聞いている訳にはいかない、先ず説明を聞いて、質問をして欲しい、では説明をしてください

前田 1) 現金残は 770 万ある。(現金 770 万も金庫にあるのかの質問に対するもの)

2) 27 年度の入場者減 2100 人の原因は、倶楽部ハウス建替えによるもので、

① ゴールドティー問題 ② 8 番グリーンでボールが止まらなかったこと

③ 理事の低額や無料プレー等とは関係はありません

(***しかし入場者は、年会費が高騰した 27 年 1 月より減少しています)

3) 飲食類、プレー費で当倶楽部が負担したものは、帳簿開示で示した領収書綴りに綴じられています。

4) 低額プレー費は「59 年の理事会で決めた」が、その当時の理事の名前は各会員に配布した 50 年史に名前があるので見てください。

5) 事務局や同伴者が無料プレーをした事実はない、業務扱い料金でプレーしている

6) 倶楽部ハウスの資金調達の説明は、本総会の目的でないので説明しない

7) 稲治造園は、12 月分の請求書が 1 月になって送ってくるので計上していない、

従って未払いの計上はない、それで 27 年度の 1820 万は 26 年 12 月分、27 年 1 月、2 月の 3 ヶ月分です。

また、ちなみに 23 年度は 3 月~12 月の 10 ヶ月分ですが、9 ヶ月の支払いです。

8) 「議決権行使書の未送付」は先ほどの沖田弁護士の説明の通りです。

大井会員の事前質問に対する前田支配人の回答

- 1) 入会金は返還することはできません。
 - ① 旧定款の細則の納入金は入会金以外の会費等を指しています
 - ② 新定款は一般社団のひな型により制定されたもので、平成 23 年 3 月 27 日の 55 回通常総会の 4 号議案で上程され承認を得た。
- 2) 200 万の会員権は、5 年間の会費を免除しても既存会員の負担にならない、逆に増加した新会員がプレーすることで現在及び将来収益の底上げになる。
- 3) 倶楽部利用券は預託金をしていただいた方にお礼として発行しているもので、弁護士、税理士の確認をとっており問題はない(出資法違反とはならない)

中川会員の事前質問に対する前田支配人の回答 (テープ 1 時間)

- 4) 4 番ネット工事については、本総会の目的外である、仮処分の申立てで説明しているので、それを御覧になって下さい。
- 5) 当倶楽部の契約者は秋本支配人ですが、理事長の承認を得て署名調印をしたもので問題ないと考えます。(執行権のない秋本支配人が契約しており、後で作成したのではないかと、との質問に対する回答)

勝山会員の利益相反取引 及び篠原会員の理事選任については、

事前質問が遅れたので回答できない、と前田支配人が述べた。

「定款を無断で改定したことについて」

大井 質問があります、私は去年の総会で質問したら、沖田弁護士が総会の議事録に書いてあると言ったが、そのような議事録はない

福田 質問の内容が分からない、定款変更ですか

大井 納入金の範囲内で返すと書いていたでしょう、それがそっくり抜け落ちている。定款変更は 4 分の 3 の承認がいるでしょう

前田 その件については、今 回答した通りです。細則ですので

大井 細則でも一緒です

福田 平成 24 年の 3 月 27 日の第 55 回総会で上程された

住 後日(一般社団への移行時に)、改めて説明するとのことであった。

大井 それと「基本財産は消費し担保に入れてはならない」、と言う項目もそっくり抜け落ちている。これは当時(24 年)より新社屋を作るために考えていたのだと思われる。